

諮問番号：諮問第 2 6 9 号

答申番号：答申第 2 6 9 号

## 答申書

### 第 1 審査会の結論

福岡市城南福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号。以下「法」という。）第 2 5 条第 2 項に基づく次の表に掲げる各処分（以下「本件各処分」と総称する。）に係る各審査請求（以下「本件各審査請求」と総称する。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

処分内容	処分の略称
保護変更決定処分（保護の変更時期：令和 5 年 4 月 1 日）	本件処分 1
保護変更決定処分（保護の変更時期：令和 5 年 5 月 1 日）	本件処分 2
保護変更決定処分（保護の変更時期：令和 5 年 8 月 1 日）	本件処分 3

### 第 2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の要旨

本件各処分の取消しを求める。その理由は以下のとおりである。

- (1) 本件処分 1 及び本件処分 2 により、令和 5 年 4 月及び 5 月の障害者加算が削除され、過払金 3 5, 7 4 0 円（1 7, 8 7 0 円×2 か月分。以下「本件過払金」という。）が生じているが、その根拠を知りたい。処分庁の指導に従えなかったし、電話や家庭訪問に対応できなかったことによる罰則なのか。そうであるならば、先にきちんと罰則規定を提示してほしい。
- (2) 日本年金機構に令和 5 年 4 月末提出期限の障害基礎年金の更新に必要な障害状態確認届（以下「診断書」という。）を提出できていなかったが、同期限までに診断書を提出しなければ、同年 6 月 1 5 日振込分の障害基礎年金及び障害年金生活者支援給付金（以下「障害年金等」という。）が休止され、それに伴い障害者加算が変更されると理解していた。
- (3) 本件過払金を同年 8 月分の生活保護費（以下「保護費」という。）から控除する決定が適法であるか否かの判断をお願いしたい。障害年金等は、令和 5 年 4 月 1 4 日

に同年4月分及び5月分が銀行口座に振り込まれているので、同年4月及び5月の保護費には障害者加算適用の根拠があると思えるのに、障害者加算を削除され、過払金として処理されたことが理解できない。

(4) 障害基礎年金2級の受給権は、廃止決定が出ていないので、失っていない。このことは、何度も日本年金機構及び年金事務所に確認した。

(5) 処分庁に折り返しの電話ができず、また、同期限までに日本年金機構に診断書を提出できなかった理由は、発達障害を有しており、当時体調が悪く、動けるような状態になかったためである。折り返しの電話をすると、必ず家庭訪問の日程の話になるし、処分庁からこのような体調でも受診が可能と思えるような提案でもあれば、折り返しの電話をできたかもしれない。

## 2 審査庁の主張の要旨

本件処分1及び本件処分2について、令和5年4月14日に振り込まれた障害年金等は令和5年2月分及び3月分であり、本件処分1及び本件処分2の障害者加算の根拠とはならない。また、障害年金等の更新手続に係る処分庁による審査請求人に対する指導に違法又は不当な点は認められない。

本件処分3に係る保護費の算定については、法令等に則って適正に行われており、当該処分に違法又は不当な点は認められない。

よって、本件各審査請求は棄却されるべきである。

## 第3 審理員意見書の要旨

### 1 本件処分1及び本件処分2について

#### (1) 障害年金等の支払期月

審査請求人は、日本年金機構に令和5年4月末の提出期限までに診断書を提出しなければ、同年6月15日振込分の障害年金等が休止され、障害者加算に関する最低生活費の認定変更が行われると理解していた旨及び令和5年4月14日に同年4月分及び5月分の障害年金等が銀行口座に振り込まれているので、同年4月及び5月の保護費には障害者加算の根拠があるにもかかわらず、障害者加算を削除された旨を主張している。

これに対して、処分庁は、日本年金機構から支給される障害年金等は支給月の前2か月分である旨を説明した旨を主張している。

このことについて、国民年金法（昭和34年法律第141号）第18条第3項は、「年金給付は、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月の6期に、それぞれの前月までの分を支払う。」と規定しており、年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号）第19条において準用する同法第6条第3項の規定により、障害年金生活者支援給付金は、「毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月の6期に、それぞれの前月までの分を支払う。」こととされている。これらにより、障害年金等の支払期月は支給月の前2か月分とされていることから、同年4月14日に振り込まれた障害年金等は同年2月分及び3月分であることに相違はない。

## （2）処分庁による審査請求人に対する指導

審査請求人は、処分庁の電話や家庭訪問への対応ができなかったこと、処分庁の指導に従えなかったこと及び令和5年4月末までに日本年金機構に診断書を提出できなかったこと理由は、発達障害を有しており、当時体調が悪く、動けるような状態になかったためであると主張している。

これに対して、処分庁は、障害年金等の支給が停止されることを防止すべく可能な限り審査請求人に対する支援に努めたにもかかわらず、審査請求人が指導に従わなかったため、障害年金等の支給が停止されたもので、障害者加算の適用をやめるべき事由が生じた旨を主張している。

このことについて、処分庁は通院の再開を指導したこと、訪問診療かつ発達障害の対応を行っている医療機関リストを提供したこと及び障害年金等の更新手続の進捗状況の報告を行うよう複数回指導したことが認められ、審査請求人に不利益が生じないよう努力を行っている。

また、審査請求人には日本年金機構に提出する診断書の作成に必要なかかりつけの医療機関への通院がなかったこと、及びかかりつけ医でない医療機関への法第28条第1項の規定による保護の実施機関の指定する医師の検診を受けるべき旨の命令（以下「検診命令」という。）では審査請求人が障害者加算を認定すべき症状にあるかどうかを確認できないことから、検診命令を発しなかった旨を主張しているが、当該主張は不合理なものとは認められない。

さらに、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知）第7の間65の答により、審査請求

人が精神障害者保健福祉手帳を所持していれば、障害の程度を確認することもできるが、審査請求人は同手帳を所持していない。

これらのことから、処分庁は、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）問7—17の答にいう「対象者の需要発見について積極的に確認の努力」を行うとともに、「本人に対して適当な方法で申告届出を求め」と言うことができる。

したがって、処分庁が令和6年4月1日付けで障害者加算の認定をやめるべき事由が生じたとして、法第25条第2項の「保護の変更を必要とすると認めるとき」に該当すると判断の上、職権により行った本件処分1及び本件処分2に違法又は不当な点は認められない。

## 2 本件処分3について

(1) 処分庁は、令和5年8月1日を変更時期とする本件処分3を行い、審査請求人世帯に係る同月分の最低生活費を109,930円としているが、この額は、審査請求人世帯の状況に同月時点での「生活保護法による保護の基準」（昭和38年4月厚生省告示第158号）を当てはめて算定したところ、その算定には誤りがないものと認められる。

(2) 処分庁は、審査請求人世帯に係る収入充当額の合計を35,740円としているが、この額は、遡及して削除された同年4月分及び5月分の障害者加算の額を合計したものとしているところ、その算定には誤りがないものと認められる。

(3) 処分庁は、同年8月分保護費の支給額を74,190円としており、この額は同月分の最低生活費から同月収入充当額を減じて算定したものとしているところ、その算定には誤りがないものと認められる。

(4) したがって、本件処分3に係る保護費支給額の算定については、法令等に則って適正に行われたものと認められる。

## 3 本件各処分について

その他、本件各処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件各審査請求は理由がないので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

## 第4 調査審議の経過

令和6年12月3日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、令和7年1月21日の審査会において、調査審議した。

## 第5 審査会の判断の理由

審査請求人は、令和5年4月14日に同年4月分及び5月分の障害年金等が銀行口座に振り込まれているので、同年4月及び5月の保護費には障害者加算の根拠があるにもかかわらず、障害者加算を削除された旨を主張している。

しかしながら、障害基礎年金については、国民年金法第18条第3項において「年金給付は、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月の6期に、それぞれの前月までの分を支払う」こととされており、障害年金生活者支援給付金については、年金生活者支援給付金の支給に関する法律第19条において準用する同法第6条第3項の規定により、「毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月の6期に、それぞれの前月までの分を支払う」こととされている。すなわち、支払期月に支払う障害年金等は、当該支払期月の前2か月分とされていることから、同年4月14日に振り込まれた障害年金等は、同年2月分及び3月分であることに相違はなく、上記審査請求人の主張を採用することはできない。

また、処分庁は、審査請求人には日本年金機構に提出する診断書の作成に必要なかかりつけの医療機関への通院がなかったこと、及びかかりつけ医でない医療機関への検診命令では審査請求人が障害者加算を認定すべき症状にあるかどうかを確認できないことから、検診命令を発しなかった旨を主張しているが、当該主張は不合理なものとは認められない。

したがって、処分庁は令和6年4月1日付けで障害者加算の認定を維持できない事由が生じたと判断した上で、法第25条に基づき本件処分1及び本件処分2を行ったものと認められ、その判断に違法又は不当な点は認められない。

さらに、処分庁が行った本件処分3に係る保護費支給額の算定についても、法令等に則って適正に行われたものと認められる。

そのほか、本件各処分に影響を与える事情もないので、本件各処分に違法又は不当な点は認められず、本件各審査請求は理由がないというべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をし

たことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、本件各審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会第1部会

委員 大 脇 成 昭

委員 樋 口 佳 恵

委員 吉 岡 秀 樹